

令和8年3月25日
消 防 庁

「令和7年度水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討報告書」の公表

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組むこととされました。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等において、バイオエタノールの導入拡大に向けた方針が示されました。

これらを踏まえ、消防庁では、令和6年度に引き続き「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、GX新技術に関連する危険物規制のあり方等について検討しました。

この度、報告書がとりまとめられたので公表します。

1 検討結果の概要（詳細は別紙参照）

(1) バイオエタノールの導入拡大に係る危険物規制について

諸外国におけるバイオエタノールの導入状況及び給油取扱所の安全対策について海外調査を行った結果、E10※（一部の国においてはE20※）導入にあたり、大規模なインフラ更新ではなく、既存設備（地下貯蔵タンクや配管等）の素材適合性の確認や誤給油対策が主な対応であることを確認しました。

※E10とはエタノール分を最大濃度10%含有するガソリン、E20とはエタノール分を最大濃度20%含有するガソリンをいう。

(2) 危険物規制の手続きの合理化について

事業所の保安体制を評価し、高度な保安体制を構築していると認定された事業所においては、当該事業所が行う危険物施設の変更工事のうち、保安上の問題を生じさせないと認められる特定の変更工事について、消防法第11条第1項に基づく市町村長等の許可を要しない変更工事として取り扱うことができるものとするのが適当であるとされました。

2 その他

報告書の全文については、消防庁ホームページ（<https://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。



<問い合わせ先>

消防庁危険物保安室 羽田野、宇野

TEL : 03-5253-7524（直通）

E-mail : fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には、「@」に変更してください。

検討の背景

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」とされ、GX新技術の開発に伴い発生する変更工事に伴う手続きの迅速性向上のため、危険物規制の手続きの合理化が期待されています。また、「エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、バイオエタノールの導入拡大に向けた方針が示されています。

この状況を踏まえ、消防庁では、令和6年度に引き続き「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、バイオエタノール導入拡大時における現行法令上の課題の抽出や、危険物規制における手続きの合理化について検討を行いました。

検討会の委員

<委員>（敬称略、委員以下は五十音順）

座長	三宅 淳巳	横浜国立大学 総合学術高等研究院 上席特別教授
委員	片寄 雅之	東京消防庁 危険物課長
	田中 勇人	一橋大学大学院 法学研究科 准教授
	田淵 一人	川崎市消防局 保安課長
	辻 佳子	東京大学 環境安全研究センター 教授
	土橋 律	東京理科大学 創域理工学研究科 教授
	西 晴樹	消防大学校 消防研究センター 研究統括官

検討結果

(1) バイオエタノールの導入拡大に向けた危険物規制について

「エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、バイオエタノール導入拡大に係る具体的な方針が示されたことから、諸外国におけるバイオエタノールの導入状況及び給油取扱所の安全対策について海外調査を行いました。

→ 諸外国では、E10※（一部の国においてはE20※）導入にあたり、大規模なインフラ更新ではなく、既存設備（地下貯蔵タンクや配管等）の素材適合性の確認や誤給油対策（ラベルの表示等）が主な対応であることを確認しました。

※E10とはエタノール分を最大濃度10%含有するガソリン、E20とはエタノール分を最大濃度20%含有するガソリンをいう。

(2) 危険物規制における手続きの合理化について

消防法第11条において、危険物施設の位置、構造又は設備を変更しようとするときは、市町村長等の許可を受けなければならないこととされています。ただし、軽微な変更の工事については、許可を要しない旨の技術的助言を示していますが、事業所の保安体制は考慮されたものとなっていません。

→ 事業所の保安体制を評価し、高度な保安体制を構築していると認定された事業所においては、当該事業所が行う危険物施設の変更工事のうち、保安上の問題を生じさせないと認められる特定の変更工事については、消防法第11条第1項に基づく市町村長等の許可を要しない変更工事として取り扱うことができるものとするのが適当であるとされました。